



初夏の風物詩
花田植



▲パラグライダーで鳥になった気分？

豊 食の浪漫紀行 春の陣 平の春を食べ尽くす

「食の浪漫紀行 春の陣」が4月23日道の駅とよひらどんぐり村で開催されました。

神楽の上演やパラグライダーの無料体験、おむすび作り講習会、豊平豆腐の大食い大会などが行われました。また、季節の味「山菜天ぷら」を目当てに訪れたお客さんも多く、会場は大にぎわいでした。

ボ 雲月山の山焼き ランティアが山焼き支援

昨年から復活した雲月山の山焼きは、県内外から集まったボランティアと地元の協力により実施されています。4月8日の山焼きには約200人が参加。この活動によって草原が維持できるようになり、環境保全に大きく貢献しています。また、5月から町内の畜産農家により、牛の放牧が行われる予定です。



▲延焼を防ぐため、防火帯づくりをするボランティア

CONTENTS

目次

まちの話題	2
住宅建築費補助制度	4
まちづくり総合委員会開催	5
情報公開制度の状況	6
けんこう通信	7
農業委員会だより	9
消防本部だより	10
消費生活相談	12
人権擁護委員	13
国民年金	15
くらしの情報	16
高原からの花便り	20



【表紙】

壬生の花田植

毎年6月の第1週に行われる。田の神に豊作を祈り、豪華な飾り牛と牛飼いの人によって巧みに田支度がされ、全身を使って打ち鳴らされる大太鼓が響く。そして、早乙女が田植え歌を歌いながら苗を植えるという田園絵巻は、多くの人を魅了している。

まちの**話** 題



▲1年間実習も含め、農業全般を基礎から学びます

定年退職者を中心とした新たな農業従事者の育成確保を通じて町の農業活性化を図るため、『北広島町農業塾』を開校しました。

4月21日、JA広島北部地域本部千代田支店で行われた開校式には36名の受講生が集い、竹下町長や出席いただいた来賓の方々から激励を受けました。その後、早速講義に入り、1時限目水稻、2時限目野菜、3時限目花きについて研修が行われました。

農業塾は、広島県、JA広島北部、JA広島市、認定農業者などの協力を得ながら毎月第3金曜日の午後、開催場所は町内を巡回しながら来年3月までの1年間開催します。

農 北広島町農業塾開校 農業従事者の育成をめざす

神 ひろしまフラワーフェスティバル 神楽と特産品を広くPR

第30回を迎えるひろしまフラワーフェスティバルを記念して、初めて夜神楽「ふるさとは神楽 de Night」が行われました。町内からは、上石神楽団と今吉田神楽団（共に豊平地域）が出演し、祭りの夜を彩りました。

また、県庁前広場には特産品ブースが設けられ、北広島町の自慢の味を販売しました。



▲夜神楽に多くの観客が見入った

生 北広島町消防団辞令交付 生命・財産を守る決意



▲新入団員を代表して宣誓する森藤大輝さん

平成18年度北広島町消防団の辞令が、入団者24名、退団者44名、階級異動55名に対し交付されました。

4月9日役場で行われた新入団員辞令交付式には、23人が出席。式後、規律訓練が行われ、北広島町消防団員としての第一歩を踏み出しました。

U・J・Iターン希望者を支援

「住宅建築費の補助制度」

スタート



町外から住居を移転される方（新規定住者）を対象に、その方が居住するための住宅の「新築」、「増改築」または「購入」する費用の一部を助成します。

《補助金額》

- 住宅の新築、増改築、購入費用の5%を補助します。
（補助限度額は50万円）
- 補助金は、北広島町内の加盟店で使用できる地域通貨「ユート」で交付します。

《対象工事など》

- 新規定住者が、自ら居住する住宅の新築、増改築又は購入が対象となります。
- 新規定住者が、工事又は購入の契約をしてください。
- 工事又は購入費用が300万円以上の場合に対象となります。
- 工事は、町内の事業者で施工してください。
- 購入の場合は、町内の事業者又は個人から購入してください。（住宅の新築・中古は問いません）
- 公共工事などの移転補償は対象になりません。

《補助の対象となる要件》

- 平成18年4月1日以降に北広島町に転入される方で、転入前の住所が3年以上北広島町以外に継続してあった方。
- 北広島町に永住する意思を持って転入される方で、転入から引き続き5年以上北広島町で生活される方。
- 工事又は購入が完了した時点で年齢が65歳以下の方。

空き家募集中

北広島町では、定住対策の一環として、田舎暮らしを希望される方から問い合わせの多い「空き家」の情報提供を受け付けています。

将来的にも使わない「空き家」を貸したり、売ったりしたいと思っておられましたら、町へご連絡ください。希望者に情報を提供していきます。

居住可能な「空き家」情報は、**企画課立地定住推進室**

0826・72・0856
までお寄せください。

新規に定住を希望される方の「定住や就業」についての相談窓口として、本庁に「立地定住推進室」を設置しました。お気軽にご相談ください。

問い合わせ

役場企画課立地定住推進室

0826・72・0856

第2回北広島町

まちづくり総合委員会開催

3月23日第2回北広島町まちづくり総合委員会を開催しました。委員会で協議された事項は次のとおりです。

- (1) 北広島町が抱える課題とまちづくりの方向性について
- (2) 長期総合計画の策定に向けた計画条件
- (3) まちづくりの基本理念について

北広島町が抱える課題とまちづくりの方向性について直接ご意見を発表していただきました。

〈概要〉

- ・定住、少子高齢化対策に関すること
- ・道路整備に関すること
- ・町内のバス運行に関すること
- ・住民と行政の協働に関すること

・広報、広聴に関すること
 など、幅広い視点からのご意見をいただきました。これらを北広島町長期総合計画に反映させて、計画策定を進めて行きます。

次回の予定審議項目

第3回委員会は、次の事項について審議する予定です。

- ・アンケート調査について
- ・行財政改革の現状について

委員会の傍聴について

北広島町長期総合計画は町行政推進の基本となる重要な計画です。このことから、その審議を担い結果を町長へ答申する、北広島町まちづくり総合委員会は原則として公開しています。事前に開催日時について有線放送、および無線放送でお知らせしています。

保健課に 地域包括支援センター が設置されました

地域包括支援センターは、北広島町の指定を受けた指定介護予防支援事業所です。

高齢者の皆さんの在宅生活を支援するため以下のような仕事をしています。

- ・介護予防に関する相談受付
- ・介護予防サービス計画に関すること
- ・高齢者に対する虐待の防止や権利擁護に関すること
- ・ケアマネジャーへの支援 など

各保健センターでも保健師が相談に応じていますのでお気軽にお問い合わせください。

問合せ先

〒731-1595
 広島県山県郡北広島町有田 1234
 北広島町地域包括支援センター（北広島町役場内）
 TEL (0826) 72-0853 FAX (0826) 72-5242

〈職員紹介〉



多田 誠子



沖田 浩二



田中 貴子

情報公開制度の状況

平成17年2月1日から平成18年3月31日までに行った情報公開の実施状況をお知らせします。
 なお、情報公開制度に関するお問い合わせは、役場総務課行政係（0826-72-2111）までお願いします。

1 情報公開請求に係る処理状況

区分	公開請求	処理状況			
		全部公開	部分公開	文書不存在	非公開
件数	13	4	7	2	0

2 情報公開請求の実施機関内訳

実施機関	町長部局						計
	総務課	企画課	管財課	町民課	保健課	建設課	
件数	5	1	1	3	1	2	13

3 情報公開請求者の区分別内訳

情報公開請求者の区分		件数
請求者	1 町内に住所を有する個人	12
	2 町内事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	0
	3 上記以外で、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者	1
計		13

4 公開の実施方法

公開の実施方法	閲覧	写しの交付
件数	0	13



5 不服申立ての状況

区分	不服申立て	不服申立に係る決定状況				
		却下	棄却	全部公開	部分公開	非公開
件数	1	0	0	0	1	0

6 北広島町情報公開審査会の審議状況

年月日	審議経過
平成17年7月21日	諮問
平成17年7月26日	実施機関から理由説明書收受
平成17年8月1日	実施機関から説明の聴取、審議（第1回）
平成17年8月18日	不服申立人から意見の聴取、審議（第2回）
平成17年9月1日	審議（第3回）

北広島町情報公開審査会委員

任期

平成19年6月30日まで

稲田 勝幸

（広島修道大学教授）

下杉 美智（農業）

土佐 順子（会社員）

間所 了（弁護士）

箕野 春人（税理士）



けんこう通信



第14号

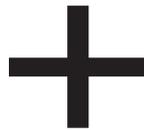
あなたは大丈夫？ メタボリックシンドローム

最近では過食、運動不足によって内臓脂肪が蓄積し、高血圧症、高脂血症（コレステロールや中性脂肪の高値）、糖尿病などの複数の生活習慣病を合併する人が増えています。

このような状態を「**メタボリックシンドローム**」と呼びます。これらの病気はお互いが関係しあい、動脈硬化を促進し、脳梗塞や心筋梗塞などが起きやすくなります。

メタボリックシンドローム診断基準（日本人の場合）

1. 内臓脂肪蓄積（必須項目）
 腹囲 男性 85cm 以上
 女性 90cm 以上



2. 血清脂質異常
 中性脂肪 150mg/dl 以上
 または
 HDL コレステロール 40mg/dl 未満

3. 血圧高値
 最高（収縮期）血圧 130mmHg 以上
 または
 最低（拡張期）血圧 85mmHg 以上

4. 高血糖
 空腹時血糖値 110mg/dl 以上

上記の 1. に加え 2. ～ 4. の 2 項目以上に該当すると、メタボリックシンドロームと診断されます。

今すぐできるメタボリックシンドローム対策

1、食生活を見直そう

バランスよく腹八分目。間食は控え、アルコールは適量に。

2、体を動かそう

ウォーキングやジョギングなどの酸素をたくさん取り入れた運動を 1 日に 15 分から 60 分程度、週 3 回から 5 回おこなう。

3、体の状態を確認しよう

体重やお腹の周りを気にかけて時々測ってみよう。

そして、年 1 回の健康診断は必ず受け、自分の体の状態をよく知ることです。



北広島町健康増進計画通信 第 4 号

～「健康きたひろしま21（仮）」アンケートにご協力ありがとうございました～

3 月下旬に町内 1,000 人の方（無作為抽出）に、「今の生活の様子」についてアンケートを行いました。多くの住民の皆さんのアンケート結果をもとに、これから計画策定をすすめていきます。

問い合わせ

北広島町役場保健課健康増進係 ☎ (0826) 72-0853 芸北ホリスティックセンター ☎ (0826) 35-0230
 大朝保健センター ☎ (0826) 82-2211 豊平保健福祉総合センター ☎ (0826) 84-1501

平成18年度学校教育の基本方針・取組みについて

広島県では、新たな「教育県ひろしま」の創造に向けて『知・徳・体』の基礎・基本の徹底と「学校経営改革」に取り組んでいます。北広島町では、時代や社会が大きく変化する中、子どもたちが「生きる力」を身につけ、“柔軟”、かつ“たくましく”生きていくことができるよう、教育活動を展開していきます。平成18年度は、次の基本方針に基づいて取組みを進めていきます。

平成18年度学校教育重点施策

人間力

確かな学力

- ・基礎・基本の学力の確実な定着
- ・保幼小中高連携教育の推進
- ・教育内容の創造と実践
- ・学力テストの実施と分析
- ・特色ある教育の創造
 - 授業改善研究、実践交流・研究公開
 - 教科など指導教員制度（指導交流）
 - 研究の交流・普及
 - 指導方法改善プランの作成
 - 「ことばの教育」「英語活動」の実施

豊かな心

- ・豊かな自然・文化、地域人材を活用して「豊かな心」「たくましく生きる力」を育成
- ・道徳教育の充実
- ・不登校対策、生徒指導の体制確立と充実
- ・勤労観・職業観を育てるキャリア教育の充実
 - 豊かな感性を育む道徳教育、体験学習の充実
 - 積極的生徒指導
 - キャリア教育の充実

健やかな体

- ・心身ともに健やかで、健康課題を自ら解決していく健康教育の増進
- ・学校における「食育」の推進
- ・幼児児童生徒の安全意識の高揚
 - 望ましい食生活を身につけさせる「食育」の充実
 - 幼児児童生徒の安全意識の高揚と適切に行動できる態度・能力の育成
 - 心身の健康と保持増進、運動能力と体力の向上

教師力

地域の独自性を生かした研究推進と教師の指導力向上

保幼小中高の連携と実践交流 ※北広島町教科等指導教員制度の導入 ※教員相互派遣研修事業の充実

※印は今後紹介します。

特色ある学校の取組み 今年は、特色ある取組みをしている学校を重点的に紹介します。

輝く子どもたちに!! 地域とのつながりの中で ～地域の人材を積極的に活用した総合学習・クラブ活動～ 北広島町立豊平南小学校



「豊平南の特色は?」と尋ねられたら、やはり「そば」でしょうか。

本校では、3、4年生が、総合的な学習の時間に、「そば」の“種まき”から、“打つ”までを体験しながら学習してきました。校庭の片隅にある畑で育てるのですが、その学習を通して子ども達が学ぶことはたくさんあります。鳥や台風による被害に左右される収穫、その難しさや喜び。そして、一粒の実を大切に作る心。

また、打つときには、そば保存会の方々などから手ほどきを受けます。教えていただいたたくさんの手順をそのとおり、まねをしながら、自分なりのそばを打っていきます。最後の一本まで大事に食べきる子どもの姿があります。これらの活動を通して、自分たちのふる

さとに愛着と誇りをもってほしいと思っています。

本年度は、「夢を持ち、目標に向かって粘り強く努力する児童の育成」と、学校教育目標を掲げました。子ども達の夢を育むためには、その中心となる、自分のふるさとに対する自信が必要です。今の自分たちの生活と周りの敬愛する人々との“つながり”から、夢をもって飛び発つことをめざしています。

本年度は、さらに、地域で活躍する方々をクラブ活動の指導者としてお願いしています。つい先日にも第1回目のクラブ活動がありました。緊張する中で、先生について詩吟を吟じたり、学校の周りにある花を摘んできて生け花をしたりしました。地域へのボランティア活動も計画しています。本年度のキーワードは、『つながり』です。



農業委員会だより

北広島町標準小作料の設定について

3月1日北広島町標準小作料協議会が開催され、3月20日開催の北広島町農業委員会総会で承認、公示されました。

農地の区分	10a当たりの収量	小作料の標準額	備考
上田	600kg	12,000円	転作を加味 水稲 66% 転作 34%
中田	525kg	8,000円	
下田	450kg	5,000円	

認定農業者とは

意欲ある農業者が自ら作成する農業経営改善計画を、市町が基本構想に照らして認定し（認定された人が認定農業者です）、その計画が達成されるように農業関係の機関、団体が丸となって支援する仕組みです。

認定の条件は、5年後の年間農業所得概ね400万円以上、年間労働時間2,000時間以内を目標とし、達成可能な計画であることです。個人（男女は問わず）だけでなく、法人も対象です。北広島町の認定農業者は、法人を含み現在71人です。
認定農業者になると国の政策上、担い手農家として位置づけられます。

（文・井居農業委員）

担い手中核農家紹介

「今、耕畜連携水田放牧に熱い視線」

水田への和牛放牧が、今大きな期待と注目を集めています。芸北地域苜蓿屋形地区の酒井邦昭さん（45歳）達は、平成14年から試験的に水田3haに和牛の放牧を始め、平成17年には20haに拡大し、将来は30haを目標にされています。

また、和牛農家にも、コストの低減、労働の軽減、受胎率の向上などのメリットがあり、多頭化、経営規模拡大が望めます。

酒井さんは、和牛飼育歴25年の経験を活かして、水田放牧を積極的に推進する傍ら、新町の和牛部会連絡協議会の初代会長に就任。千代田地域を中心に生産された和牛を、芸北地域の雲月山45haへ60頭規模で放牧する計画をされています。

います。
今後のご活躍に期待しています。

（文・市川農業委員）



農業委員会審議結果

第8回総会（3月20日）

第1号議案 農地の所有権移転に関する承認
（農地法第3条関係）
（売買、贈与など）
6件、面積33,338㎡

第2号議案 農地の転用に関する承認

（農地法第4条関係）
7件、面積15,708㎡

第3号議案 農地の売買と転用に関する承認
（農地法第5条関係）
3件、面積1,756㎡

第4号議案 農用地利用集積計画の承認
利用権を設定する者119名
設定を受ける者69名
筆数362筆、面積479,018㎡

*その他北広島町標準小作料改訂の審議を行った。

*総会に引き続き農政懇談会では、次の協議を行った。

○広島県農業会議平成18年度事業計画について

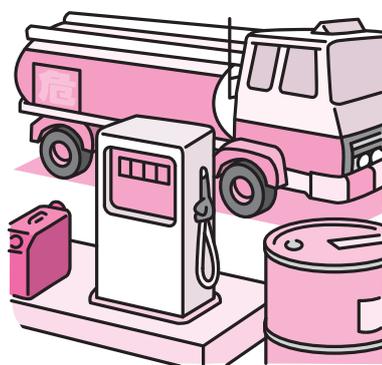
危険物安全週間

6月4日～10日

毎年6月の第2週は「危険物安全週間」として危険物の災害防止に取り組む運動が全国一斉に行われます。この目的は、危険物の貯蔵や取扱いにおける安全管理の徹底と保安に関する意識の高揚及び啓発、あわせて広く住民に家庭内の危険物に関する知識を高め、危険物による災害を防止することです。

- 危険物とは一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。
- ① 火災発生の危険性が大きい
 - ② 火災拡大の危険性が大きい
 - ③ 消火の困難性が高い
- 危険物は、ガソリン、軽油、灯油といった自動車用燃料、暖房用燃料をはじめとし、天ぷら油、化学工場

で使われている薬品まで、現在いろいろな形で存在しています。こういった危険物は、私たちの生活には無くてはならない便利なものとなっている反面、取扱を間違えたと一瞬にして大事故につながります。危険物を取り扱うときは細心の注意をはらい、安全確保に努めましょう。



住宅用火災警報器の設置を！

北広島町火災予防条例により、いよいよ平成18年6月1日から新築の一般住宅への設置が義務化されます。既に建っている一般住宅においても平成23年5月31日までに設置が必要です。

住宅用火災警報器の設置場所は、寝室や寝室に通じる階段などで、複数寝室がある場合全てに必要になります。商品は、消火器などの消防用設備を取り扱っている防災専門業者やホームセンターなどで購入することができます。また、商品に「日本消防検定協会」のNSマークが付いているものが安心です。

ただし悪徳業者には十分注意してください。訪問販売で高価な商品販売したり、点検費用を要求したりする業者があとをたちません。また消防署が販売業者、点検業者をありませんすることもありませんので注意しましょう。

※詳しくは北広島町のホームページをご覧ください。

《住宅用火災警報器の概要》

- ※天井又は壁に取り付けます。
- ※煙を感知すると警報します。
- ※電池タイプと電源タイプがあります。

自主点検

欠かさぬあなたに

グランプリ

「危険物安全週間推進標語」



▲NSマーク



新消防車・新救急車が配備

これまで活躍してきた車両に代わる消防車が大潮出張所に、また救急車が本署に配備されました。消防車は災害対応特殊消防ポンプ自動車として装備が充実しています。また救急車にはナビゲーションシステムが設置されており、遠方の病院にも安全、確実に患者さんを搬送することが可能です。



梅雨時期の水害・土砂災害に警戒

梅雨や台風の時期には、水害・土砂災害に対する警戒が必要です。平成11年（1999年）の6月29日の集中豪雨災害では、県内で死者24名を出す大惨事となりました。こうした水害・土砂災害から身を守っていくためには、一人ひとりが災害に対して関心を持たなくてはなりません。また、いざというときのために備え、日ごろから災害に対する準備をしておくことが大切です。



▲非常持ち出し袋

【水害・土砂災害に備えて…】

- ① 非常持ち出し品や食料品・飲料水を準備しておきましょう。
- ② 停電に備え懐中電灯や携帯ラジオを用意しておきましょう。
- ③ 役場や防災機関、テレビ・ラジオの情報は必ずチェックしておきましょう。
- ④ いつでも避難できるように避難場所や道順の確認をしておきましょう。

【危険を知らせる前ぶれ】

- ① 川の水が濁ったり、流木が混ざったりする。
- ② 山鳴りや立ち木の裂ける音、石がぶつかり合う音がする。
- ③ 地面や斜面にひびが入り、水が噴き出す。など



なお広島県では、災害に備え気象情報や避難場所、土砂災害危険箇所などを掲載したホームページ「広島県防災web」を開設しています。

ホームページアドレス

パソコン <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/hdis/index.jsp>
 携帯電話 <http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/i/>

どうしよう？こんな時 困った時は消費生活相談へ

いまだに続く「架空請求」にご注意！

全く根拠の無い内容で金銭の支払いを要求する「架空請求」は、数年前から始まりましたが、現在でも続いており、相談室へも毎月のように相談が寄せられています。

《架空請求の特徴》

「架空請求」に関わる人たちは、入手した何らかの名簿を使って、不特定多数の人に全く根拠の無い内容で請求を行い、金銭を支払わせようとしています。その手口もどんどん変化しており、「これは架空請求ではありません」と書かれている「架空請求」もあります。

「架空請求」は、ハガキ、封書、パソコンや携帯電話の電子メール、自宅や携帯電話への電話などで相談者に届きます。

「架空請求」の内容には全く根拠はありませんが、これまでの相談には、インターネットの有料サイトの利用料・会員登録料、通信販売の商品代金、会員の脱退手続きの手数料、探偵事務所からの口止め料、当選した商品の送料などがあり、実にさまざまな理由でお金を請求してきます。

そして、「架空請求」を無視させないために、「裁判をする」、「財産・給与を差し押さえる」、「自宅へ徴収に行く」などの脅し文句があり、「連絡をしろ」、「金を振り込め」、「金を現金書留で送れ」などと要求してきます。

《架空請求への対処法》

「架空請求」は、無視することがいちばんです。

相手に連絡してはいけません。相手に連絡したら、最悪の場合、個人情報（名前・住所・電話番号など）を聞き出され、さらなる「架空請求」の対象とされてしまいます。

また、一度でも支払ってしまうと、「払う客」とみなされて、たたま掛けるように次から次へと請求が来てしまいます。

「架空請求」が公的な機関（裁判所など）からの通知を悪用したり、これを装っている場合もあります。問い合わせをする場合は、書面に書かれている連絡先をうのみにせず、電話帳などで調べた上で連絡するようにしましょう。



「内容に身に覚えが無い」など、「架空請求かな？」と思われたら消費生活相談室へご相談ください。

消費生活に関することでお困りの時には、北広島町消費生活相談室へご相談ください。

場 所 北広島町人権センター（北広島町有田495-1）

相談日 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間 10時～16時（12時～13時は休み）

相談室専用電話 ☎0826-72-5571

相談日以外でお急ぎの時は、広島県生活センター（☎082-223-6111）まで。

6月1日は「人権擁護委員の日」

～人権擁護委員はあなたの相談パートナーです～

6月1日は「人権擁護委員の日」です。人権擁護委員はあなたの気軽な相談相手です。家庭内のもめごとや隣近所とのトラブル、いじめや差別など、幅の広い相談に応じています。

相談は無料で、秘密は守られます。あなたの悩みを人権擁護委員に相談してみませんか。

人権擁護委員は、自宅ですべて相談に応じます。また、北広島町社会福祉協議会の「くらしの相談所」でも対応しています。

※これまで開催していた芸北・大朝・豊平地域の「心配ごと相談所」と千代田地域の「生活相談所」は、平成18年度から「くらしの相談所」として開催していきます。

詳しくは、北広島町社会福祉協議会発行の「くらしの相談所 開設時間のお知らせ」をご覧ください。



北広島町人権擁護委員名簿

氏名	郵便番号	住所	電話番号
安本 浩樹	731-2317	北広島町苅屋形609	0826-35-0924
水野 洋美	731-2432	北広島町中祖206	0826-35-0501
寄光 旭	731-2104	北広島町大朝2457	0826-82-2564
中矢 民恵	731-2105	北広島町田原933	0826-82-3211
箕野 春人	731-1532	北広島町古保利228-1	0826-72-6414
佐古 秀美	731-1503	北広島町有間876-2	0826-72-2886
服部 紀郎	731-1515	北広島町壬生255	0826-72-3260
来實 學	731-1516	北広島町川西甲77	0826-72-3469
藤井 和男	731-1705	北広島町西宗1230	0826-83-0576
池田 惟一郎	731-1222	北広島町阿坂1466	0826-84-0342
下河内 滋子	731-1713	北広島町長笹66	0826-83-0346

問い合わせ 北広島町人権センター 0826-72-5020

65歳以上の方ご注意ください

今年度から住民税（町・県民税）が

変わります

これって何で？

平成16年分と所得が変わっていないのに税金（町・県民税）の納税通知書が届いた。

平成17年度まで税がかかってなかったのに、町・県民税の納税通知書が届いた。

それは・・・

高齢者（65歳以上）でも所得に応じて課税対象となる方がいます。

65歳以上で125万円以下所得の方は、昨年度まで非課税でしたが、今年度からは「所得」または「扶養者数」に応じて、課税対象となる場合があります。

また、2月・3月の申告時にもお知らせしており、平成17年度までであった、「高齢者控除（控除額48万円）」が廃止されました。よって、一人暮らしの65歳以上の方で

平成17年度まで

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳以上	2,599,999円まで	—	1,400,000円 (年金等収入額の合計額を限度)
	2,600,000円～4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円～8,199,999円まで	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円
(例1)	年金収入 1,600,000円の人 1,600,000円 - 1,400,000円 = 200,000円・・・年金所得（雑所得）		
(例2)	年金収入 3,500,000円の人 3,500,000円 × 0.75 - 750,000円 = 1,875,000円 ・・・年金所得（雑所得）		



平成18年度から

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳以上	3,299,999円まで	—	1,200,000円 (年金等収入額の合計額を限度)
	3,300,000円～4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円
(例1)	年金収入 1,600,000円の人 1,600,000円 - 1,200,000円 = 400,000円・・・年金所得（雑所得）		
(例2)	年金収入 3,500,000円の人 3,500,000円 × 0.75 - 375,000円 = 2,250,000円 ・・・年金所得（雑所得）		

も、28万円以上所得があれば、課税対象者となります。年金の控除額（年金収入額から引く額）が少なくなっています。

65歳以上の一人暮らし

例えば

いることも影響しています。

- 平成18年度から課税対象（均等割も所得割もかかります）
- 平成17年度まで非課税
- 平成18年度から、公的年金の年間収入額が160万円の方なら、
- 平成17年度まで、公的年金の年間収入額が「148万円」以上あれば、年間所得が28万円を超えるので、課税対象者となります。
- 平成18年度から、寡婦・寡夫・障害者の方は、昨年のおり、年間125万円以下の所得の方は非課税です。

つまり・・・

65歳以上で一人暮らしでも、公的年金の年間収入が「148万円」以上あれば、年間所得が28万円を超えるので、課税対象者となります。寡婦・寡夫・障害者の方は、昨年のおり、年間125万円以下の所得の方は非課税です。

※緩和措置として

年間所得125万円以下で、平成17年1月1日現在65歳以上であった課税対象者の方については、「所得割」「均等割」とも税額の3分の1が課税されず。

(例) 均等割

町民税：3,	0	0	0
町民税：1,	0	0	0
町民税：1,	0	0	0
町民税：3,	0	0	0
町民税：1,	3	0	0
町民税：0,	0	0	0

問い合わせ

役場税務課 所得係
0826・72・0852

国民年金保険料を納めることが 難しい方は？



所得が少ないなど、保険料を納めることが経済的に困難な場合には、本人の申請手続きによって保険料の納付が免除または猶予される制度があり、次の3種類があります。

免除の対象となる所得の目安（平成18年度）

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162万円	230万円	282万円	335万円
2人世帯 (夫婦のみ)	92万円	142万円	195万円	247万円
単身世帯	57万円	93万円	141万円	189万円

※「4人世帯」「2人世帯」のご夫婦は、夫か妻のどちらかのみ所得がある世帯の場合、「4人世帯」のお子さんは16歳未満の場合の目安です。

※若年者納付猶予は全額免除と同基準、学生納付特例は半額免除と同基準となります。

※退職者、震災・風水害などの被災者の方は、所得に関係なく該当する場合がありますので、ご相談ください。

① 免除（全額免除・一部納付）申請

本人・世帯主・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きすることにより、保険料の納付が全額免除又は、半額納付などの一部納付となります。

なお、一部納付（一部免除）については、一部納付額が未納の場合、未納と同じ（一部免除も無効）になります。

※4分の1納付及び4分の3納付は、平成18年7月から実施です。

② 若年者納付猶予申請

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

③ 学生納付特例申請

学生の方で、本人の前年所得が一定額以下の場合に申請することにより、保険料の納付が猶予されます。

ていれば、税財源によって将来受け取る年金額を増やすことができます。

◆②、③の期間については、受給資格の必要な期間には算入されますが、老齢基礎年金の額には算入されません。

◆将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、①③の期間については10年以内であれば、さかのぼって保険料を納める（追納）ことができます。ただし、3年目以降は、加算金がつきますので、早めに追納した方がお得です。

保険料を未納のまま放置すると、将来の老齢基礎年金を受け取ることができなくなったり、いざというときの障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。必ず保険料を納めるか、納めることが難しい方は、①③の申請をしましょう。

◆①の期間に対する老齢基礎年金の金額は、全額納付した場合と比較して、全額免除が3分の1、半額免除が半額の保険料を納めた場合に3分の2（納めなかった場合は年金額には算入されません）となります。全額免除については免除を受け

問い合わせ

役場町民課国保年金係
0826-72-0854

くらしの**情報**

福祉医療費助成制度

町民課

		改正前 (7月31日まで)	改正後 (8月1日以降)
乳幼児医療	対象者	就学前までの乳幼児 (0～6歳)	変更なし
	所得制限	なし	児童手当の制限額以下
	一部負担金	なし	1医療機関につき1日500円 ただし、同一の医療機関での1か月における窓口支払いは次の日数を限度とする 【入院月14日まで、通院月4日まで】
重度障害者医療	対象者	身体障害者手帳1～3級 療養手帳中度以上の所持者	変更なし
	所得制限	あり	変更なし
	一部負担金	なし	1医療機関につき1日100円 (平成20年8月1日以降200円) ただし、同一の医療機関での1か月における窓口支払いは次の日数を限度とする 【入院月14日まで、通院月4日まで】
ひとり親家庭等医療	対象者	母子家庭の母及び子 (18歳まで) 父子家庭の父及び子 (18歳まで)	変更なし
	所得制限	なし	児童扶養手当の制限額以下
	一部負担金	なし	1医療機関につき1日250円 (平成20年8月1日以降500円) ただし、同一の医療機関での1か月における窓口支払いは次の日数を限度とする 【入院月14日まで、通院月4日まで】



☎ 0826-72-0854
役場町民課国保年金係

問い合わせ

乳幼児医療、重度障害者医療、ひとり親家庭等医療の公費負担制度が変わり、平成18年8月1日以降の医療機関などへの受診から、一部負担金(自己負担)の支払いが必要になります。
新しい受給者証については、受給者の方へ郵送で送ります。改正内容は上記のとおりです。
なお、院外処方の場合における保険薬局での一部負担金及び、治療用具代に関する一部負担金はありません。

児童手当が拡大

福祉課

平成18年4月より児童手当制度が改正されて、これまでの小学3年生までから、小学6年生までに拡大しました。あわせて所得制限も引き上げられますので、今まで所得制限により支給停止となっていた方も受給対象になる可能性があります。

5・6年生の保護者の方は手続きが必要ですので、役場福祉課または、各支所町民生活課までお問い合わせください。

○小学4年生の児童がいる保護者の方

特に新たな手続きは必要ありません。引き続き児童手当が支給されます。

○小学5・6年生の児童がいる保護者の方

小学4年生以下の児童もいる場合は額改定請求、小学4年生以下の児童がない場合は認定請求の手続きが必要になります

○所得制限により児童手当を受給していない保護者の方

所得制限の緩和によって受給できる場合がありますので、該当される方は認定請求の手続きが必要になります。

認定請求に必要な書類

■健康保険証の写し（額改定請求の方は必要ありません）

■請求者の口座番号（額改定請求の方は必要ありません）

■所得証明書（平成17年1月1日に北広島町に住所がなかった方は必ずです）

■印かん

問い合わせ 役場福祉課地域福祉係

☎0826・72・0851

定期巡回相談

福祉課

児童福祉司や心理判定員による定期巡回相談を広島こども家庭センターが実施しています。相談を希望される方は、役場福祉課までご連絡ください。

開催日 偶数月第1金曜日

時間 10時30分～15時

場所 千代田開発センター

問い合わせ・相談予約先

役場福祉課地域福祉係

☎0826・72・0851



不妊治療費助成事業

保健課

広島県では、不妊治療を受けられているご夫婦に対して、治療費の一部を助成する「不妊治療費助成事業」を実施しています。

1 助成を受けることができる人の要件をすべて満たす方です。

○夫婦間（戸籍上の夫婦に限る）の体外受精又は顕微授精であること。

○体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断していること。

○指定する医療機関で行われた治療であること。

○申請時に、夫婦ともまたは、どちらかおひとりが広島県内に住所を有していること。

○夫婦の所得の合算額が650万円未満であること。（所得の計算は児童手当法施行令を準用します。）

2 助成の内容

指定医療機関で、体外受精又は顕微授精に要した費用（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は含まれません）に対して、1年度あたり10万円を限度として、通算5年間助成します（平成18年4月1日より助成期間を、これまでの2年から5年に延長しました）。

※同じ年度内に広島県以外で助成を受けた場合は、限度額が変わります。

3 申請の方法

申請は、治療が終了した日の翌日から起算して2か月以内に、芸北地域保健所の申請窓口で行ってください。

申請には、申請書のほか、医療機関の証明書、住所や所得などの要件を満たしていることを確認するため書類が必要です。

問い合わせ・申請窓口

芸北地域保健所保健課健康増進係
☎082・814・3181

献血のお知らせ

保健課

今年度北広島町では、次のとおり献血が実施されます。輸血用血液が不足しています。皆さんのご協力をお願いいたします。詳しくは、保健課または、各支所町民生活課までお問い合わせください。

芸北地域

6月9日（金） 芸北文化ホール

11月14日（火） 芸北文化ホール

大朝地域

7月21日（金）

午前 大朝保健センター

午後 文化センター

千代田地域

7月14日(金) サンクス
11月28日(火) サンクス
豊平地域

7月25日(火)
午前 ふれあい健康館
午後 そよかぜ
12月26日(火)

午前 ふれあい健康館
午後 そよかぜ

問い合わせ 役場保健課健康増進係
☎0826・72・0854

水防月間

建設課

5月は「水防月間」です。我が国は、自然的・社会的環境から洪水などによる災害を受けやすく、毎年のように豪雨や台風による洪水が全国各地で発生しています。わが町でも昨年7月の梅雨前線豪雨ならびに9月の台風14号に見舞われ、改めて水防活動の重要性が確認されたところです。

この水防月間を機に、今まで以上に一人ひとりが水防の意義及び重要性について理解し、水防意識の向上を図っていきましよう。

①日頃から天気予報や注意報に関心を持ちましよう。

②避難場所や避難経路を確認しましよう。

③緊急時の携行品をまとめて準備しておきましよう。
④消防団の水防活動にご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 役場建設課土木係

☎0826・72・0860

町営住宅など入居者募集

建設課

北広島町営住宅・特定公共賃貸住宅入居者の6月の募集を行います。

■募集住宅 十日市第二団地 1戸
松崎団地 1戸 他

■申込受付期間

6月1日(木)～9日(金)

※申し込み者が複数の場合は、抽選で入居者を決定します。

■申し込みなど

申込住宅の詳細や入居資格、必要書類については、本庁および各支所で案内や受け付けをしています。

役場建設課都市政策係

0826・72・0860

芸北支所産業建設課

0826・35・0113

大朝支所産業建設課

0826・82・2211

豊平支所産業建設課

0826・83・1122

■その他

北広島町では、現在、年4回(6月・9月・12月・3月)入居募集を行っています。ただし、空家住宅がない場合には、募集を行いませんのでご了承ください。

問い合わせ 役場建設課都市政策係

☎0826・72・0860

町民大運動会開催決定

教育委員会

第2回北広島町大運動会の開催が決定しました。昨年の豊平地域に次いで、今年は大朝地域です。町民の皆さんのご参加・ご声援をお願いします。

とき 平成18年9月24日(日)

ところ 北広島町大朝グラウンド

(北広島町新庄)

問い合わせ 教育委員会生涯学習課

☎0826・72・0864

チャレンジデー2006

教育委員会

チャレンジデーは、カナダ生まれの町民スポーツイベントです。今年のは、5月31日(水)に行われ、当日の午前0時から午後9時までの間に地域内で15分以上の運動やスポーツを実施した人の『参加率』を、人口

規模がほぼ同じ自治体(地域)と競い合います。

実施日 5月31日(水)

対戦相手

大朝地域 対岡山県新見市大佐地域
豊平地域 対愛媛県西条市永見地区
対秋田県にかほ市金浦町地域

*聖火リレーが走ります。

問い合わせ 教育委員会大朝分室

☎0826・82・2211

とよひらウイング

☎0826・84・1414

龍頭山植物観察会

教育委員会豊平分室

日時 5月27日(土)

午前8時30分集合

雨天の場合中止

集合場所 道の駅豊平どんぐり村

どんぐり荘旧館駐車場

講師

広島大学名誉教授 関太郎博士

参加費 200円

その他

・観察をしながら登り、頂上で昼食となります。

・山歩きの服装でおいでください。

・お弁当と雨具が必要です。

問い合わせ 教育委員会豊平分室

☎0826・83・0020

龍頭山野鳥観察会

教育委員会豊平分室

日時 6月3日(土) 午前8時集合

雨天の場合中止

集合場所 道の駅豊平どんぐり村

どんぐり荘旧館駐車場

講師 日本野鳥の会 小島規嗣先生

参加費 200円

その他

- ・龍頭周辺を観察後、頂上で昼食その後解散となります。
- ・お弁当と雨具が必要です。
- ・双眼鏡の貸し出しがあります。

問い合わせ 教育委員会豊平分室

☎0826・83・0020

ウエスタンリーグ公式戦

教育委員会

広島東洋カープ対中日ドラゴンズ

日時 5月28日(日)

10時30分開場 12時試合開始

会場 豊平どんぐり村

どんぐりスタジアム

運営協力金 300円

問い合わせ とよひらウイング

☎0826・84・1414

とよひらウイング開館10周年

教育委員会

日時 6月4日(日)

10時 健康体操

11時30分 神楽上演

豊平地域神楽団総出演による

八岐大蛇

12時30分 記念式典

13時 映画上映「男たちの大和」

会場 とよひらウイング

問い合わせ とよひらウイング

☎0826・84・1414

神楽呉公演

呉市文化振興財団

近年県内でも盛んに開催され、注目を浴びている伝統芸能の神楽。その中でも、舞台での演出効果を駆使したスーパー神楽と呼ばれる神楽舞を、八岐大蛇、紅葉狩などの代表作でお楽しみください。

出演団体 中川戸神楽団(千代田地域) 山王神楽団(千代田地域)

演目 ①神降し ②板蓋宮 ③鈴鹿

④紅葉狩 ⑤八岐大蛇

日時 6月25日(日)

12時開場 13時開演

場所 呉市文化ホール

(呉市中央3丁目10番1号)

入場料(全席指定、税込み)

S席 3,000円

A席 2,000円

学生席 1,000円

(当日指定・学生証必要)

チケット販売

ひろしま夢ぶらざ

電子チケットぴあ

など

問い合わせ

呉市文化振興財団

事務局

☎0823・25・7878



お詫びと訂正

保健課

4月21日発送区長文書で配布した『介護保険パンフレット』裏面の介護保

険居宅介護支援事業所一覧表の中で、一部誤りがありました。お詫びいたしますとともに、訂正させていただきます。

①あけぼの居宅介護支援事業所

誤 北広島町有田1234番地

正 北広島町壬生915番地4

②ふるさと居宅介護支援事業所

誤 0826・82・3176

正 0826・82・3175

お詫びと訂正

保健課

広報きたひろしま5月号の中で一部誤りがありました。お詫びいたしますとともに、訂正させていただきます。

P21 HIV抗体検査

誤 1時間後にわかる検査

正 1週間後にわかる検査

税金メモ

納期限 5月31日(水)

●固定資産税 第1期

納期限 6月30日(金)

●町・県民税 第1期

納付は便利で安心な口座振替で。口座振替の方は残高確認をお忘れなく。

ともだちは

ひとりひとりの たからもの

きたひろしま人権フェスタ2005参加作品より

人口と世帯

	人口	前月比
人口	21,296人	(-1)
男	10,181人	(+6)
女	11,115人	(-7)
世帯数	8,302世帯	(+41)

(4月末日現在)



今年の八幡高原では穀雨を過ぎても積雪が見られました。農業に従事されている方には厳しい冬でしたが、地球温暖化が叫ばれる昨今では、この寒さにホッとするような気もします。温暖化は自然の仕組みだけでなく、人の感覚も変えているのかもしれない。

ヒメザゼンソウは少し湿った場所に生えるサトイモ科の多年草で、花の高さは5cmほどです。花のつくりが特徴的で、真ん中の花序を包んでいるものは仏炎苞(ぶつえんほう)と呼ばれます。この花の姿を座禅する禅僧にたとえた名前だそうです。サトイモ科の植物は基本的に同じつくりをしていて、ミズバショウやカララ、サトイモ、コンニャク、マムシグサなど、一見違う花でも

何を思う?不思議な花 ヒメザゼンソウ

高原からの花便り No.16

類縁関係にあることが分かります。

よく知られているザゼンソウは花の大きさが10cmから20cmとずいぶん大きく、兵庫県より東に分布します。生活史にも違いがあり、ザゼンソウは葉が伸びる前に花を咲かせるのに対し、ヒメザゼンソウは先に葉を開いてから、5月から6月にかけて花を咲かせます。

さて、それではこの写真の花はいたいどちらの花なのでしょう?寒い日が続いた今年の春、4月の下旬にヒメザゼンソウの花を開かせたのが、気候なのかこの株の持つ特質なのかは分かりません。確かなのは、身近な自然にも、私達が知らないことがまだまだたくさんある、ということでしょうか。

(芸北 高原の自然館学芸員・白川勝信)